

年金定期預金

令和6年4月1日現在

| | |
|---|---|
| 商 品 名 | 年金定期預金 |
| 販 売 対 象 | お取引店舗で公的年金を受け取っておられる方（個人のみ） |
| 取 扱 期 間 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日 |
| 期 間 | 定型方式…1年の元金自動継続のお取扱とします。 |
| 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | 一括預入 10万円以上200万円以下 1円単位 |
| 払 戻 方 法 | 満期日以降に一括して払戻します。 |
| 利 息 (1) 適用利息 (2) 利払方法 (3) 計算方法 | 固定金利 ・預入時のスーパー定期の店頭表示の利率に0.10%を上乗せした利率を約定として、満期日まで適用します。ただし、年金のお受取りを当金庫以外に変更された場合は、上乗せ金利を無効とさせていただきます。 満期日以降に一括して支払います。 <年金定期預金の取扱期間中における自動継続後の利率> 継続日における店頭表示のスーパー定期の利率に0.10%上乗せの利率を適用します。 <年金定期預金の取扱期間終了後における自動継続後の利率> 継続日における店頭表示のスーパー定期の利率を適用します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします |
| 税 金 | 利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます） |
| 手 数 料 | — |
| 付 加 で き る 特 約 事 項 | マル優の取扱いができます。 |
| 中 途 解 約 時 の 取 扱 い | 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 |
| 金 利 情 報 の 入 手 方 法 | 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 |
| 苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 処 置 | <苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話0766-74-4101）にお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話076-421-4811）金沢弁護士会（電話076-221-0242）、福井弁護士会（電話0776-23-5255）、東京弁護士会（電話03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 |
| そ の 他 参 考 と なる 事 項 | ・期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） |